

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	18-3
許認可等の種類	県肉用子牛価格安定基金協会の指定の解除				
根拠法令条例等・条項	肉用子牛生産安定等特別措置法第9条第1項第5号				
許認可等の概要	酪肉振興法に規定する県肉用子牛価格安定基金協会の指定解除の申し出があった場合の指定の解除				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 指定解除の申し出があること				
基準の制定根拠	同法第9条第1項第5号				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日以内 (内訳) 経由機関 処分行 農政部園芸畜産課(30日以内)				
期間の制定根拠	一				